

Q

16

後見人の任務の終了

- 1 後見人に選任されましたが、後見人の任務はいつまで続くのですか。
- 2 後見人の任務を終えるときには何をしたらいいでしょうか。



A

- 1 後見人の任務が終了するのは、①被後見人が死亡したとき、②被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき、③後見人が辞任したとき、④後見人が解任されたときです。
- 2 任務を終了する際の大事なことは、財産の引継ぎです。後見人は、それまで管理していた被後見人の財産について、管理の計算をし、それを家庭裁判所に報告し、相続人又は被後見人若しくは新しい後見人に引継ぎをして任務が終了します。

【被後見人が死亡したとき】

被後見人が死亡したときには、すみやかに家庭裁判所に連絡してください。戸籍又は除籍の謄本等を提出していただくなど、必要な手続についてご説明いたします。また、東京法務局にも、終了の登記の申請書を提出してください（後記「法務局関係申請書」参照）。

管理していた財産は、相続人に引き継いでください。

【被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき】

判断能力が回復して、後見人が必要なくなった場合には、家庭裁判所に「後見開始の審判の取消」の申立てをしてください。取消の決定が出たら、後見人の任務は終了します。

この場合、被後見人であったご本人に財産を引き継ぎます。

【後見人が辞任するとき又は解任されたとき】

辞任についてはQ 15を、解任についてはQ 1【後見人の責任】をご覧ください。

【管理の計算】

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をしなければなりません。後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が立ち会わなければなりません。

計算が終わったら、その結果を、財産を引き継ぐ相手と家庭裁判所に報告してください。

* 万一、後見人ご自身が死亡したときは、ご親族のどなたかが家庭裁判所に連絡してください。被後見人の権利保護に支障を来さないよう、すみやかに後任の後見人を選ばなければならないからです。

また、新しい後見人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。